

令和6・7年度 入札参加登録申請要領

令和6・7年度において、相楽東部広域連合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント及び物品、役務の提供等の業務に係る入札に参加するには、業者登録を受けなければなりません。本要領により、登録の申請を行って下さい。

1. 登録の区分

- ① 建設工事等
- ② 測量・建設コンサルタント等業務
(測量・設計・建設コンサルタント・地質調査・補償関係コンサルタント・
その他コンサルタント)
- ③ 物品・役務の供給
(物品の供給・印刷製本・賃貸・一般業務委託)

2. 登録申請の資格要件

申請日現在、相楽東部広域連合構成町村（笠置町・和束町・南山城村）のいずれかの町村で、登録を受けようとする区分の入札参加資格申請が受理されていること。

3. 登録の申請手続き

- ① 受付期間
令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで
(土・日・祝日を除く)

・受付期間は終了しましたが、新規登録の随時受付は行っております。
- ② 提出方法（原則、郵送等とします。）
【提出先】 〒619-1205 京都府相楽郡和束町大字中小字平田23-1
相楽東部広域連合 総務課 宛

※封筒の余白に「業者登録カード在中」と朱書きをお願いします。

【注意事項】 料金不足の場合は、受け取り出来ません。

後日、提出書類を確認し、「業者登録カード」に受付押印のうえ、返送します。

- ③ 提出する書類（各1部）
 - ・業者登録カード（様式は、連合ホームページに掲載しています。）
 - ・入札参加資格審査申請受領書の写し
(登録を希望する区分において、資格要件に該当する構成町村で受理されたもの)
但し、電子申請により受理されている場合は、システムで発行される受付証を印刷し

たもの

- ・必要料金分の切手を貼った返信用封筒（返信は業者登録カードのコピー1枚です。）

※印鑑登録証明書、登記簿謄本等の添付書類は必要ありません。

④ 入札参加登録の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする。

4. その他

- 提出書類に不備がある場合は、受付できません。再度、提出が必要となります。
- 受付期間内に申請書を提出できなかった方については、随時提出することができます。
ただし、有効期限は令和8年3月31日までとなります。
- 申請者が「登録申請の資格要件」を欠くこととなった場合、また、登録内容に虚偽が判明した場合には、登録を取消します。
- 登録期間中に登録内容に変更が生じた場合は、資格要件に該当する構成町村で受理された「入札参加資格審査申請書変更届受領書」の写しを添付し、「変更届」を速やかに提出してください。
(様式は、連合ホームページに掲載しています。)
- 提出された「業者登録カード」に記載された事項については、開示対象となりますのでご承知下さい。

担当・問い合わせ先

相楽東部広域連合 総務課

〒619-1205 京都府相楽郡和束町大字中小字平田 23-1

電話 0774-78-0120 FAX 0774-78-0121

E-mail rengou-soumu@union.sourakutoubu.lg.jp

HP <https://www.union.sourakutoubu.lg.jp>